

●香川県告示第428号

香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条の2第2項の規定により、次のが
ん具類等を青少年の福祉を阻害するものとして平成20年9月16日指定した。

なお、平成10年香川県告示第105号（有害がん具類等の指定）は、平成20年9月29日限り廃止した。

平成20年9月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

品 名	構 造	機 能	指 定 理 由
固定式のナイフ	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第17条の規定により測定した刃体の長さ（以下「刃体の長さ」という。）が6センチメートルを超えるものであって、刃体が柄に固定されたもの（包丁、果物ナイフ、くり小刀、花小刀、ペーパーナイフ、キッチンナイフ、パン切りナイフ、冷凍ナイフ、食事用のナイフ、電工ナイフ、カミソリナイフその他の家庭用又は業務用に使用されるものを除く。）	刃体の鋭利性において人体に危害を及ぼすものの	構造又は機能が人体に危害を及ぼすため、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがある。
折りたたみ式のナイフ	刃体の長さが6センチメートルを超えるものであって、刃体と柄の結合部の軸を中心として開刃させ、開刃した刃体を柄に固定させる装置を有するもの（電工ナイフ、ツールナイフ、カミソリナイフその他の家庭用又は業務用に使用されるものを除く。）		
スライド式のナイフ	刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフであって、通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させ、止め具によって刃体を柄に固定させる装置を有するもの（クラフトナイフ、カッターナイフ、電工ナイフその他の家庭用又は業務用に使用されるものを除く。）		
仕込み式のナイフ	外観はペン、くし、ベルト、ペンダント等の日常生活で使用されるものの形状をし、刃体を内蔵した刃物（カッターナイフその他の家庭用又は業務用に使用されるものを除く。）		